

緑友ハーモニー 規約

2003.3.15 制定

2005.2.8 改定

2013.12.13 改定

2020.1.1 改定

(名称)

第1条 本会は混成合唱団“緑友ハーモニー”と称する。

(目的)

第2条 本会はコーラスを通して会員相互の親睦を深め、健康で若さを保つことにより高齢化社会の規範となることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の活動を行う。

1. 緑友同窓会の文化活動として、総会での演奏、コンサートを行う。
2. 目黒区内の老人ホーム・施設等での慰問演奏により地域に貢献する。
3. 技量向上のため、定例練習および合宿練習等を実施する。
4. その他各種音楽活動、会員相互の各種親睦行事を行う。

(会員)

第4条 本会の会員は、当初原則として東京学芸大学付属世田谷中学校の卒業生で満六十歳以上の者と規定したが、この年齢制限を撤廃する。

(指揮者及び伴奏者)

第5条 本会の指導・練習にあたるため、常任指揮者及び伴奏者を委嘱することが出来る。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

1. 会長1名。
2. 幹事若干名。必要に応じて幹事長をおく。
2. パートリーダー。

役員の任期は原則として1年とする。但し、重任を妨げない。
その選出は関係者の協議による。

(役員の仕事)

第7条

1. 会長は会の運営全般について大局的立場から指導・助言する。
2. 幹事は幹事会を構成し、会の運営にあたる。
3. 幹事会が必要と認めた場合には、幹事会に他の会員の出席を求め協議する。
4. パートリーダーは、各声部メンバーの技術向上を図り、必要に応じて各声部メンバーとの連絡にあたる。

(総会)

第8条

本会の運営につき幹事会が必要と認めた場合は、総会を開催し審議を行う。

(会費)

第9条

会員は別に定める会費を納めることとする。

(会計年度)

第10条

本会の会計年度は毎年1月1日より12月31日までとする。

(その他)

第11条

本規約に定めなき事項については、その都度協議する。競技の範囲は幹事会の判断による。